



## 答え合わせ・解説

問1	<b>答え 1</b> 上告	第一審から第二審へ訴えることを「控訴」、第二審から第三審へ訴えることを「上告」と呼びます。この控訴と上告を合わせて「上訴」と言い、これによって三審制が具体的に運用されています。「告訴」は被害者が犯罪を申告すること、「起訴」は検察官が裁判を提起すること、「弾劾」は裁判官などを辞めさせるための特別な手続きを指します。
問2	<b>答え 1</b> 下級裁判所もこの権限を持つが、最終的な判断は最高裁判所が行う。	日本の違憲審査制は、特定の機関だけが審査するのではなく、すべての裁判所が具体的な事件を解決する際に、適用される法律などが憲法に違反していないかを判断できる仕組みになっています。ただし、最高裁判所が最終的な決定を下すことで、全国的な法の統一性と憲法の保障が図られます。また、日本はドイツなどの憲法裁判所とは異なり、具体的な事件が起こっていない段階で法律の合憲性を審査する「抽象的違憲審査」は行いません。
問3	<b>答え 1</b> 内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決によって指名されるため、有権者が直接選ぼうわけではない。	地方公共団体の首長（知事や市町村長）は有権者が直接投票して選びますが、内閣総理大臣は国会がその中から指名を行います。このように、国民が国会を通じて間接的に行政の長を選ぶ仕組みは議院内閣制の特徴の一つです。問題文にあるような「有権者が国会を選挙し、その国会が内閣総理大臣を指名する」という流れを理解することが重要です。
問4	<b>答え 1</b> 政権の交代や世論の急激な変化に左右されず、長期的・継続的な審議を行うため	参議院は「良識の府」と呼ばれ、衆議院で行われた議論をさらに慎重に検討する役割が期待されています。解散がなく任期を長く、かつ半数ずつ入れ替える仕組みにすることで、時の政権の都合や一時的な世論の高まりに振り回されることなく、安定して長期的な視点から政策を議論することが可能になります。
問5	<b>答え 3</b> 委員会	日本の国会では、提出された膨大な法律案を効率的かつ専門的に審議するため、全議員が出席する本会議の前に、少人数の議員で構成される「委員会」で実質的な審査を行います。議長から法律案を送付（付託）された委員会では、質疑や討論が行われ、その結果が本会議へと報告されます。
問6	<b>答え 1</b> 殺人や強盗致死傷などの重大な刑事裁判において、有罪か無罪だけでなく、具体的な刑罰の内容も裁判官と共に決定する。	裁判員制度は、国民が司法に参加することで裁判の信頼を高めることを目的とした制度です。対象となるのは殺人などの重大な刑事事件に限られており、民事裁判は含まれません。裁判員は裁判官と一緒に、被告人が有罪か無罪かという判断と、有罪の場合の刑罰（量刑）を決める役割を担います。アメリカなどで採用されている陪審制は一般的に「有罪か無罪か」のみを判断する点において、日本の裁判員制度とは異なります。
問7	<b>答え 1</b> 内閣は法律案を国会に提出する権限を持ち、国会で成立した法律には担当の国務大臣が署名し、内閣総理大臣が連署を行う。	日本の政治制度では、国会議員だけでなく内閣も法律案を国会に提出することができます。実際、提出される法律案の多くは内閣が作成したものです。また、国会で可決され法律が成立した後は、行政の責任を明確にするため、その事務を担当する国務大臣が署名し、さらに内閣総理大臣が連署するという手続きが憲法で定められています。
問8	<b>答え 1</b> 連帯責任	議院内閣制のもとでは、内閣は国会の信任に基づいて成立しています。そのため、内閣が行う行政のあり方について、一部の大臣だけでなく内閣全体が一致して国会に対し責任を負う必要があります。この仕組みにより、内閣不信任案が衆議院で可決された場合には、内閣は総辞職するか、衆議院を解散して国民の信を問わなければなりません。
問9	<b>答え 1</b> 最高裁判所	裁判所は、すべての法律や規則、行政の処分が憲法に違反していないかを判断する違憲審査権を持っています。その中でも最高裁判所は、判決を確定させる最終的な裁判所（終審裁判所）として、違憲かどうかの最終決定を下す役割を担っているため、「憲法の番人」と称されます。